

安衛法改正（個人事業者等関係）の主なポイントについて

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を保護や措置義務の主体として位置付け、災害防止のために注文者等や個人事業者等自身が果たすべき役割を整理

注文者による配慮

全業種

- ・注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等注文先の仕事の安全衛生を損なう条件を付さないよう配慮

1

R7（2025）5.14 施行

元方事業者等の措置

対象
拡大

- ・混在作業による連絡調整等の対象を個人事業者等にも拡大
- ・機械等や建築物の貸与先を個人事業者にも拡大

2

R8（2026）4.1 施行

災害報告制度

新設

- ・個人事業者等の業務上災害について、監督署に報告する制度を新設（電子申請原則義務化）

3

R9（2027）1.1 施行

個人事業者等自身による措置

義務化

- ・構造規格等を具備しない機械等の使用禁止
- ・機械等の定期自主点検の実施
- ・特別教育の受講

4

R9（2027）4.1 施行

作業場所管理事業者による連絡調整等

義務化

- ・業種にかかわらず、危険又は有害な作業が混在して行われる場合の連絡調整等の実施を義務化

5

R9（2027）4.1 施行



- ・ご質問等は最寄りの労働局 または 労働基準監督署までお問い合わせください